

岡山県地域医療介護総合確保基金事業（管理者等に対する
雇用管理改善方策普及・促進事業等分）実施要綱

（通則）

第1条 岡山県地域医療介護総合確保基金を活用して行う介護従事者の確保に関する事業の管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業等のうち、職員に優しい、やる気の出る介護現場づくりモデル事業の実施については、この要綱に定めるところによるものとする。

（目的）

第2条 職員に優しい、やる気の出る介護現場づくりモデル事業は、介護従事者が働きやすく、やる気の出る、働き続けられる介護を目指し取り組む、先駆的な事業を支援することを目的とする。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、県内の介護施設又は事業所において介護サービスを行う者（以下「介護事業者」という。）とする。なお、次条（6）に定める事業については、県内の老人クラブや町内会等の高齢者が中心となる団体（以下「老人クラブ等」という。）も対象とする。

（対象事業及び補助対象経費）

第4条 介護事業者又は老人クラブ等が実施する次の（1）～（8）の事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

（1）外部コンサルティングによる雇用管理改善促進事業

介護従事者の給与制度や休暇・休職制度などの雇用管理改善の取組に要するコンサルティング経費（外部の専門家等への委託料）

（2）ICTを活用した職場環境改善の研究支援事業

介護従事者の事務負担を軽減するため、ICT（情報通信技術）を活用した施設内のシステム環境改善を研究するための経費（システム環境改善に係る専門業者のコンサルティング料（委託料）、先進的な施設を視察するための旅費（公共交通機関を利用した場合のみで、会場まで効率的な経路で、安価な運賃等の額とする。宿泊料は対象としない。）、介護従事者に対するシステムの活用方法に関する専門業者等の指導料、その他事業の遂行のため必要と認められる経費（備品（単価30千円以上の物品）購入費、食糧費は対象としない。））

（3）福祉用具開発支援事業

将来商品化されることが期待できる福祉用具を開発する企業と連携を図り、介護従事者の負担軽減につながる福祉用具の試作品の製作・実証を行うことに要する経費（備品（単価30千円以上の物品）購入費、食糧費は対象としない。）

（4）介護ロボット導入支援事業

ア 介護ロボット機器

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るために介護ロボット（移乗介助機器（装着型・非装着型）、移動支援機器（屋外型・屋内型）、

排泄支援機器、入浴支援機器、見守り・コミュニケーション支援機器（介護施設型）、介護業務支援機器で、一般の機器類とは区別し、ロボットとして認められるものを導入するために要する経費（介護ロボットの購入（導入）費（1台あたり300千円（移乗介助機器及び入浴支援機器は1台あたり1,000千円）を補助上限額とする。なお、リース等で導入する場合のリース料や導入にあたっての初期費用を支出する場合も1台あたり300千円（移乗介助機器及び入浴支援機器は1台あたり1,000千円）を上限として補助する。）、介護ロボット導入を検討するための試用料（機器借上料、借上期間は3ヶ月までとする。）、介護ロボットの利用に関する指導料・研修費（1つの研修につき、負担金は100千円を補助上限額とする。旅費は、公共交通機関を利用した場合のみで、会場まで効率的な経路で、安価な運賃等の額とする。また、研修が2日間以上に及び宿泊が必要と認められる場合の、宿泊料の1日当たりの補助上限額は5千円とする。)

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するためのW i F i 環境や、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムの整備及び介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（1事業所あたり1,500千円を補助上限額とする。)

(5) 施設内保育施設運営支援事業

子育て期間中の介護従業者が働きやすいよう介護施設内で保育施設等を運営するために要する経費（介護事業者が経営する事業所内に設けた保育施設を運営するために必要となる賃金・謝礼等の人件費と保育対象者のため購入する消耗品費（備品（単価30千円以上の物品）購入費、食糧費は補助対象経費とはしない。）とする。補助対象とする事業の実施期間は、県が補助金の交付を決定した日から、補助金の交付を決定した日の属する年度の2月末までとする。)

(6) 地域の元気な高齢者による介護従事者応援事業

介護従事者の負担軽減のため、介護事業者と老人クラブ等が連携して仕組みを作り行う、次に掲げる業務を有償ボランティア等として行う地域の元気な高齢者等に対する謝礼（1人、1時間当たり支払う謝礼の上限額は300円とする。補助対象とする事業の実施期間は、県が補助金の交付を決定した日から、補助金の交付を決定した日の属する年度の2月末までとする。)

- ・日中の入所者の見守り、話し相手や散歩同行といった介護援助業務
- ・掃除、ベッドメイキング、配膳や汚物回収など介護専門職でなくてもできる雑業務
- ・子育て中の介護従事者が養育する乳幼児等を介護施設内で一時預かりを行う業務
- ・その他、介護従事者の負担軽減に資する業務

(7) ICT導入支援事業

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト、タブレット端末及びW i F i 機器等を導入するための経費

(8) その他の提案事業

その他、介護従事者の処遇や労働環境の改善につながり、かつ、他の介護施設等の模範となり得ると特に認められる事業を実施するために要する経費（事業の遂行のため必要と認められる経費とする。備品（単価30千円以上の物品）購入費、食糧費は補助対象経費とはしない。）

（補助金の額等）

第5条 県は、予算の範囲内で前条の事業に要する経費について、岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従業者の確保に関する事業分）交付要綱（以下「交付要綱」という。）により補助するものとする。

2 この補助金の額は、別表の第1欄に定める区分につき、前条に定める補助対象経費の総額から寄付金その他収入の額を控除した額に第2欄に定める補助率を乗じて得た額と第3欄に定める補助基本額を比較して少ない方の額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（事業計画）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条の事業の実施に当たり、別に定めるところにより、県が実施する公募に参加し、事業計画書を提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業計画書の提出があった場合は、これを審査し、第4条の事業の実施が必要と認めた場合は採択し、事業の実施に必要なと認めた額を申請者に通知する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年9月25日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月16日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月4日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月18日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表

1	2	3
区 分	補助率	補助基本額
外部コンサルティングによる雇用管理改善促進事業	1/2	1法人当たり 1,000 千円
ICTを活用したシステム環境改善の研究支援事業	1/2	1事業所当たり 1,000 千円
福祉用具開発支援事業	1/2	1事業所当たり 1,000 千円
介護ロボット導入支援事業 以下の要件を満たす介護事業所 ・少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの 3 点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること	1/2 3/4	1法人当たり 3,000 千円
施設内保育施設運営支援事業	1/2	1事業所当たり 1,000 千円
地域の元気な高齢者による介護従事者応援事業	1/2	1事業所当たり 500 千円
ICT導入支援事業 以下の要件のいずれかを満たす事業所 ・LIFE 標準仕様に準拠した介護ソフトを使用して LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること ・ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトを使用して事業所内・事業所間で居宅介護サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること ・文書量半減を実現させる導入計画となっていること	1/2 3/4	1事業所当たり 500 千円
その他の提案事業	1/2	1事業所当たり 1,000 千円